

平成 30 年 4 月 22 日

公益社団法人 東京都助産師会 世田谷目黒地区分会 規定：賛助会員について

賛助会員とは、当地区分会の事業に賛助するため入会した助産師（日本助産師会会員に限る）を含む個人又は団体をいう。

（入会）

第 1 条：賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込み、当地区分会役員の承認を受けなければならない。

（会費等）

第 2 条：賛助会員の年会費は個人 2,000 円、団体 10,000 円とする。

（納入方法）

第 3 条：第 2 条の会費の支払いは、年度内に当地区分会の定める口座、あるいは、役員に直接納める。

（会費の用途）

第 4 条：会費は公益目的事業のために充当するものとする。

（特典）

第 5 条：以下の特典を設ける。

- (1)当地区分会勉強会参加時は、参加費を助産師会世田谷目黒地区分会会員と同等とする。
- (2)当地区分会の定例会に参加することができる。
- (3)役員会の認めた事業において、特典を受けることができる。

（任意退会）

第 6 条：会員は、退会希望日の 1 ヶ月前までに当地区分会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。あるいは、年度内に会費納入がない場合は退会とする。

（会員資格の喪失）

第 7 条：次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)総会員の同意があったとき
- (2)当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3)当該会員が死亡、解散若しくは破産したとき
- (4)正当な理由なく第 2 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき

（改訂）

第 8 条：本規定の改訂は、当地区分会総会の決議を経て行うものとする。